

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会議会議録〔会議概要〕

令和4年1月教育委員会会議：定例会

期 日 令和4年1月19日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後2時35分

会 場 議会棟全員協議会室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 2名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 部 長 花島 英雄
教育部参事(学務課長事務取扱) 前原 美智雄 教育総務課長 曾山 澄雄
指 導 課 長 松丸 晴久 教育センター所長 佐藤 克巳
社会教育課長 高橋 慎一 文 化 課 長 宍戸 信
美 術 館 長 猪股 佳二
事 務 局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代
教育総務課教育総務班 實川 和博

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より1件報告

1つ目、12月17日開催の教頭会議、コロナが非常に流行しているので、教頭としての危機管理に関する学校の瑕疵とは何かについて話をした。新型コロナウイルス感染症対策を怠ることは、もちろん学校の瑕疵である。丁寧な対応は最も大事。相手が丁寧と感じるかどうか。相手に対して最善を尽くしても、相手がそう思わなかったら丁寧とは言えない。いま一度、相手はどう考えるか、どう対応してくるか想像・想定することが大事である。また、子どもと職員の体調の変化をいち早く把握して報告すること。例えば体調が悪いにもかかわらず学習させたり、勤務させたりすることは学校の瑕疵につ

ながら。感染症対策は学校の初動対応が鍵を握っているという話をした。

2つ目、明日開催予定の校長会議について、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、今後の予定を校長会役員と決めたため、それについて話しをする。再び拡大している状況なので、教育活動の一部を変更する予定である。既に部活動については活動時間を削減しているが、さらに感染拡大のリスクを少なくすることが急務と考え、6時間目の授業をカットすること、部活動は2月末まで平日、休日問わず停止すること、対面の活動を行わないことなどの対応を講じていく。全職員が共通理解し、保護者へもきちんと話をして、1月24日以降、速やかに対応していきたい。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

教職員の感染状況について、12月16日から1月18日までの間で、佐倉小学校ほか5小中学校で9名の感染が判明している。

児童生徒の感染状況について、12月16日から1月18日までの間で、佐倉小学校ほか11小中学校で36名の感染が判明している。

臨時休校の状況について、佐倉小学校で保健所による濃厚接触者調査のため1月17日から21日までを臨時休校としている。また、西志津中学校で校内に濃厚接触者はいないものの、生徒の健康及び3年生の受験を第一に考え、18日及び19日を臨時休校としている。

③ いじめの状況について【指導課長】

12月末のいじめの状況について、いじめの認知件数は、小学校が327件、中学校が133件の合計460件である。12月の新たな認知件数は、小学校27件、中学校16件、計43件である。先週の金曜日、学校支援アドバイザーの会議の中でいじめ問題を含め、生徒指導上、様々な案件に対して校長が前面に立って対応していることで大きな問題にはならず解決につながっていることが多いとあった。今後も、管理職については学校支援アドバイザーとの連携、そして子どもたちの状況を多面的につかむことが重要であるということをお伝え、いじめ早期発見、即日対応に努めるよう指示していく。

④ 感染症の状況について【指導課長】

感染症について、年末に感染性胃腸炎が増え、学級閉鎖措置が1校あった。ほかの感染症はない。今後も予防対策については徹底していく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。感染性胃腸炎が第2週、1月10日から1月16日まで、印旛郡内の定点で、総数が50件、定点当たり3.13件。その前の第1週、1月3日から1月9日までで総数が93件、定点当たり5.81件。その前の令和3年第52週、12月27日から1月2日まで、総数が46件、定点当たり2.88件。その前の週の12月20日から12月26日まで、総数で167件、定点当たり10.44件。ここがピークで今のところ下がってはきている。

また、第2週、1月10日から1月16日まで、溶連菌感染症が感染性胃腸炎より増えており、総数が58件、定点当たり3.63件。これは気をつけないといけない。新型コロナウイルス感染症で喉の症状が出ている児童生徒もいるので、その辺は分かりにくいかもしれない。

それから、突発性発疹が2桁になっている。総数で14件、定点当たり0.88件である。

インフルエンザは第1週まで1人ずつ出ていたが、第2週はゼロになった。インフルエンザの流行はまずないと思う。

今のところ一般の感染症はやはり感染性胃腸炎、それから溶連菌感染症、あとは突発性発疹がこれから大きくなるかどうか何とも言えないところである。

新型コロナウイルス感染症について、第2週、1月10日から1月16日まで、印旛市郡医師会内に報告があった件数は、検査数全体で2,740件、陽性者数が423件、陽性率15.44%といったところ。一時期、去年30%まで上がっており、今のところそこまでではないが、これからかなり増える可能性があるので警戒はしていかなければならない。金曜日から千葉県でまん延防止等重点措置が出るはずだが、学校の対応をどうするか、考えていただきたい。

治療薬の話が出ているが、使える医療機関、使える状況がかなり絞られている。一般の方が使える状況ではないので、予防は従来のおお、手洗い、マスクの着用、うがいもしていただいて。今までうがいを強調されてなかったが、やはりウイルスが咽頭、喉頭部に付着してそこから増殖するということなので。インフルエンザや普通の風邪の予防にもなる。

あとは、やはり体力維持。過労を次に持ち越さないということ。それから、しっかり食事をするということ。

万が一家庭内感染が起きたら、家の中で隔離というのもかなり難しい。どうしてもマスクを外して会話がある。これには、専門家のアドバイスを受けていただくということと、かかりつけ医があれば、そこでアドバイスをもらうこと。今、児童生徒は、ほとんどが家庭内感染である。外で感染するということはほとんどない。家の中の管理をしっかりするよう、保護者の方にもその旨伝えていただきたい。

再度徹底していただき、まずかからないということ、その点だけ気をつけていただきたい。いつまで続くか見通しは立っていないので、皆さんもかからないように十分ご注意ください。

【教育長】

最近の子どもたちの傾向を見ると、陽性になった子どもの家族はなくなって当事者だけがなっている。そこから親御さんもなってしまうという。最初に子どもがなってしまう状況が鮮明に見られるが、その辺のところはどうか。

【委員1名より】

今までの報告ではあまり学校で感染というのはない。学校以外の一般的なところにかかる可能性はあるのではないかと。学校はきちんと管理がされてい

るので。

【教育長】

学校は、全部の教室の配置図を作っている。換気の場所はここで、黙食はこうというふうに、スタイルを決めてやっているの、学校が著しく感染の要因になっているという状況下にはないと考える。ただ、子どもの容体から始まっているというのが気になるところである。

【委員1名より】

恐らくその通りだと思う。

【教育長職務代理人】

いじめの状況について、解消状況はどのようになっているのか。

【指導課長】

12月末の時点の解消件数について、小学校199人、中学校70人の合計269人である。

【教育長職務代理人】

解消率が低い、継続してなかなか解消しないということか。

【指導課長】

実際そのいじめの状態はなくなったとしても、本人がまだ安心できない場合は解消にはならない。数字としての解消率は低い、その辺りをきめ細かにみて、継続的に見守っているところである。

【教育長職務代理人】

見守りながら少しずつでも解消率を上げていただければと思う。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市学校開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：本議案について、先月協議いただいた際、学習開放について様々な実態があることに対し、新しい規則のどこに読み込むかという指摘があった。これについて、「教室等」の「等」で対応する。そのほかは、特に変更はない。

パブリックコメントを12月16日から1月5日まで行ったが市民からの意見はなかった。

資料1ページが改め文、資料2ページが新旧対照表である。2ページの新旧対照表改正後、新しいほうの第4条第3号で先ほどの「、教室等」の「等」が確認できる。

また、4ページの左下にも「教室等」の「等」の文字を追加した。

《議決事項についての質疑概要》

【教育長職務代理人】

先ほどの説明で、白銀小の現状の利用形態などが、この「等」の中に含まれるということによく理解できた。5ページ、備考の現状では図書の特例整理日についての注が入っており、新しいほうでは削除されている。語句説明として必要はないのか。

【社会教育課長】

特別図書整理日については年間 14 日以内に定める日としていたが、実態として特段利用がないので今回割愛した。

【教育長職務代理人】

現状は全くないということか。

【社会教育課長】

その通りである。

《議決結果》

可決

議案第 2 号 佐倉市立美術館事業基金条例を廃止する条例の制定について
文化課長より上程議案の説明

内容：資料の 1 ページが条例の本文、2 ページが例規制定概要書である。経過について説明する。美術館の主管課である文化課では、平成 6 年 3 月 31 日に佐倉市立美術館事業基金条例を制定した。

当時、人気のある企画展は全国の美術館が奪い合うような状況で、優良な企画展を開催するために迅速な事業費の確保が必要とされていた。美術館ではこの基金により、主に佐倉にゆかりの深いオランダを中心としたヨーロッパの作品の展覧会を開催していたが、平成 20 年（2008 年）のエッシャー展を最後に、基金を使用していない。これは、1 つにバブル崩壊後の経済状況により展覧会企画の需給関係に変化が生じ、基金を使用しなくても展覧会を開催できるようになったことが挙げられる。また、近年は監査委員から、使用していない基金を維持していることに対して指摘を受けており、このたび関係部局と基金の必要性について協議し、基金の必要性は低下したものと判断に至った。

今後は当初予算、または補正予算で債務負担行為を設定し、財源を確保することで遅滞なく展覧会運営を続けることが可能であり、事業基金の廃止により支障が生じることはないことを確認している。

なお、基金の 3,000 万円については、財源の有効活用の観点から一般財源化することとしているが、文化課としては、今後の予算要求で 9 款教育費での活用を求めている。

本日議決いただいた後、法規審査会を経て、市議会 2 月定例会で可決後、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。なお、本条例の制定は、佐倉市市民協働の推進に関する条例第 7 条に規定する政策形成過程の参加手続の対象外であることから、意見公募手続は実施しない。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

2 ページの対応方針のところについて、基金の利点としては迅速にできること、小回りが利くことだと思われる。対応方針では直近の当初予算または

補正予算で対応するということだが、これはどのくらいのスパンで企画をして予算要求するのか。

【美術館長】

基金を利用した展覧会は主に企画会社が持ち込み、展覧会企画を買い取って行う。通常1～2年前、長い場合は3年ぐらい前から営業等があり、準備を進めていく。基金を利用した場合は予算年度の前に契約することが可能だが、債務負担行為を使うことによって先んじて契約することも可能である。

【委員1名より】

スパンは同じくらい、1～2年前くらいなのか。

【美術館長】

その通り、おおよそ1年前くらいである。

【委員1名より】

最近は以前のような奪い合う状況にはないのか。

【文化課長】

美術館開設初期はヨーロッパの作品展を企画展として組むことが多かったが、最近はやはり佐倉ゆかり、佐倉学を今教育委員会でも進めているが、美術界の佐倉学を美術館でやっっていこうと。浅井忠だとか佐倉藩ゆかりの人物だとか。現在佐倉で活躍している作家の展覧会ということで、軸足を地元の者に移しており、それでまたコロナの影響で海外のものは開催しづらくなっているという、そういう外面的な要因もあるのかなというふうに感じられる。

【委員1名より】

そのような状況なので、特に基金を使う必要もないだろうと。では、将来的に復活するとか、そういうことは考えなくてもよいのか。

【美術館長】

債務負担行為を用いれば基金を用いずとも展覧会は可能である。事実、県内で基金を使って展覧会を行っている美術館はない。

【教育長職務代理者】

予算が確保できるという担保はなにかあるのか。

【美術館長】

基本的に臨時予算で行うものであるため、実施計画に計上し予算要求、政策的経費となるため、100%確保できるかということであれば、それはほかの予算と同じである。

【教育長職務代理者】

その辺が心配ではある。それから、この政策内容のところの文面、この基金は本当に必要性の低い基金なのか。必要性ではなくて、現実には利用実態が低いということなのか。どちらなのか。

【美術館長】

その辺も検討しての結論である。

【教育長職務代理者】

必要ないと断言してよいのか。

【美術館長】

その通りである。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言